

## 武蔵野市空手道連盟会費徴収規定

平成27年4月1日起

1. 本規定は武蔵野市空手道連盟の会費の種類と会費額について定める。
2. 本規定に定めがある場合は、連盟規約に優先する。
3. 本規定を制定する理由は、規約に基づき種々の方法を採用したが失敗が多かった。
  - ① 十分な収入が得られず、慢性的な不均衡を生じ赤字が累積した。
  - ② 事業担当者が放漫会計で巨額の赤字を計上したこともあった。
  - ③ 会費を納入しない団体、個人が出て、裁判を通して徴収することもあった。
4. 本規定は、浪費、放漫会計は別としても、安定した収入を目指すことを目的として制定する。
5. 安定した制度が得られた場合は、本規定を参考に規約を改定し、本規定を破棄する。
6. 平成27年度以降の会費徴収について、次のように定める。
  - ① 本連盟の会員登録費は1人、年間1,000円と定める。
  - ② 本連盟を通して都空連あるいは全空連へ会員登録を行う場合は、都空連登録費、全空連登録費のほか、本連盟へも1,000円を納入するものとする。
  - ③ 本連盟の登録会員は、本連盟が主催、主管する事業の参加費は、500円を減額する。

※会費徴収のために裁判を行った反省から、登録しない会員がいることを考慮し、登録会員に特典を与えるために6-③の規定を設けた。

以上